

HS条約の改正に応じた関税率表の改正

令和2年11月30日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 背景

我が国の現行の関税率表（関税定率法及び関税暫定措置法の別表）は、HS条約附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されている。

HS条約は、国際貿易の円滑化の観点から各国の関税率表の品目分類等を統一するため、WCO（世界税関機構）において協議、採択され、1988年（昭和63年）1月1日に発効した。HS条約の締約国は、自国の関税率表及び統計品目表をHS品目表に適合させる義務がある。

HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易量の変化等に対応するため、これまでに6度改正されている。我が国においては、HS品目表の改正に応じて、当該改正品目表が発効する年度の関税改正の際に関税率表を改正している。

（注）過去のHS品目表の改正

- 第1回：(1992年(平成4年)1月1日発効) 平成3年度関税改正において対応
- 第2回：(1996年(平成8年)1月1日発効) 平成7年度関税改正において対応
- 第3回：(2002年(平成14年)1月1日発効) 平成13年度関税改正において対応
- 第4回：(2007年(平成19年)1月1日発効) 平成18年度関税改正において対応
- 第5回：(2012年(平成24年)1月1日発効) 平成23年度関税改正において対応
- 第6回：(2017年(平成29年)1月1日発効) 平成28年度関税改正において対応

（参考1）HS条約

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System）

HS条約の締約国は160か国・地域で、条約未締約で適用している国等を含めると、200以上の国・地域が自国の関税率表としてHS品目表を採用している。（令和2年10月現在）

（参考2）HS品目表について

6桁の番号を付した品目のリスト等から成り、現行版では、大分類(96の類(2桁))、中分類(1,221の項(4桁))、小分類(5,386の号(6桁))に区分されている。

（類、項、号の例）

第45類	コルク及びその製品	
45.03		天然コルクの製品
	4503.10	- 栓
	4503.90	- その他のもの

2. HS条約附属書の2022年改正（HS2022）の内容

2019年（令和元年）6月のWCO総会において採択されたHS品目表の改正案が2020年（令和2年）1月に締約国に受諾され、2022年（令和4年）1月1日より適用されることとなった。今回の改正の主な内容は以下の通り。

① 新規商品の分類明確化

(例) 現行のHS品目表（HS2017）において、各項の「その他のもの」に分類されている加熱式たばこ（第24.03項）や電子たばこ（第38.24項）、その他のニコチン製品（第21.06項、第38.24項）の登場を考慮し、分類を明確化するための改正。これらの新たなたばこ関連商品を1つの項に分類するために「たばこ及び製造たばこ代用品」（第24類）の中に第24.04項を新設。

② 社会的要請を受けた項・号の新設、変更

(例)

イ) 世界的な昆虫食への需要の高まり（食料安全保障）を背景に、FAO（国際連合食糧農業機関）の提案を受け、食用の動物性生産品や調製食料品に昆虫のものが含まれるよう、第04.10項に「昆虫類」の号（第0410.10号）を新設、第16.01項及び第16.02項の規定に「昆虫類」を追加。

ロ) バーゼル条約事務局の提案を受け、「電気電子機器のくず」の分類（第85.49項）を新設。電池や電子回路等を含む電気電子機器が対象となる。

③ テロ対策に資するために項・号の新設

(例) 戦略物資と見なされる特定物品（軍民両用物品）のモニタリングを容易にし、テロ対策にも資するために、WCO事務局が提案。暗視カメラ、ハイスピードカメラ（第85.25項の各号新設）、ドローン（第88.06項「無人航空機」の新設）が対象となる。

④ 貿易額の少ない品目に係る項・号の統廃合（HS品目表の簡素化のため）

(例) 地球儀（第4905.10号）、一眼レフカメラ（第9006.51号）、留守番電話装置（第8519.50号）等を削除。

(参考) 新設・統廃合の基準は、年間の貿易額が、項（4桁）は1億USD、号（6桁）は5,000万USD

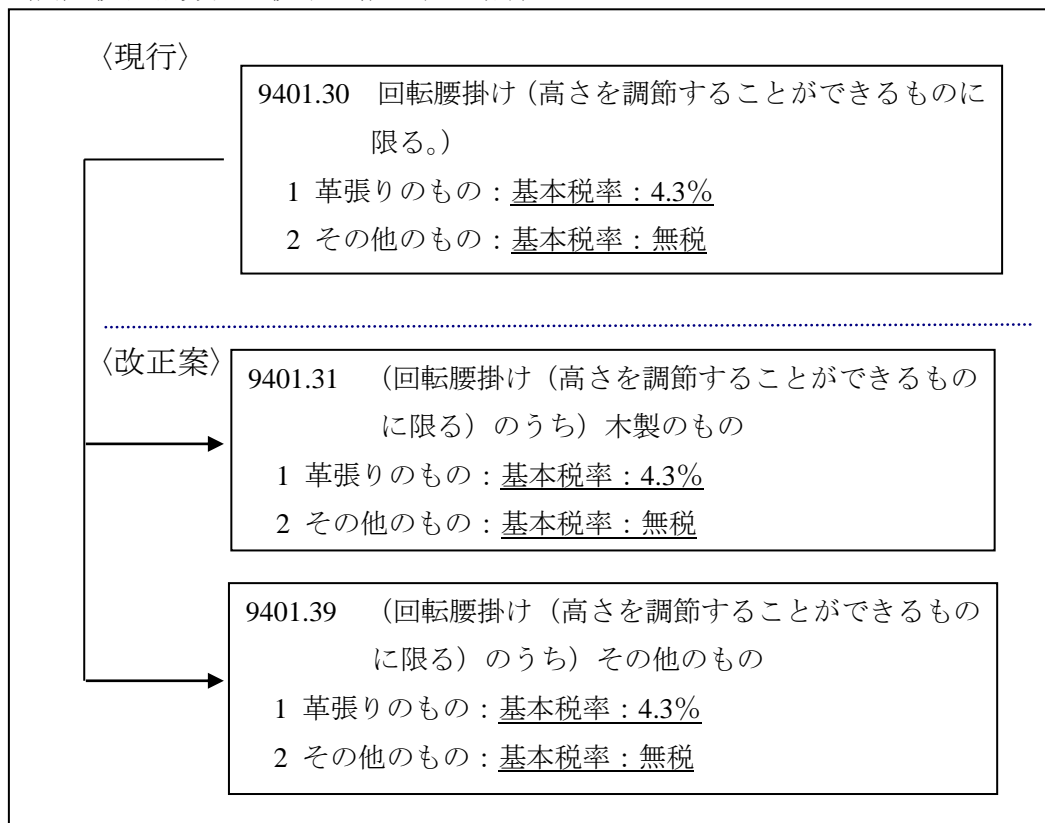
3. 改正の考え方

HS品目表の改正に応じて、関税率表の項等の記載を改正するとともに、品目の統廃合に伴い税率の調整が必要となるものについては、以下の方針に従って調整を行う。

(1) 号の新設等に際しては、本改正がHS品目表の改正に応じた技術的なものであるという位置付けに鑑み、原則として現行の関税率表の構造又は区分を維持する必要がある。

例えば、新たな号として、高さ調節のできる木製の回転腰掛け（第9401.31号）が新設されたが、移行元の高さ調節のできる回転腰掛けの国内細分に基づき、革張りのものとその他のものに分け税率を維持することとする。

(例) 税目細分及び税率を維持する場合



(2) ただし、現行区分を維持すると関税率表が複雑化する場合で、国内産業保護の観点から問題がないと認められるときは、統廃合を行い、最も低い実行税率を新税率とする。

例えば、整形外科用機器及び骨折治療具について、ステンレスのボル

トやナット、ねじ等の一部が統合されることとなったが、現行の関税率表では、整形外科用機器及び骨折治療具は基本税率、協定税率とも無税である一方、統合される他の品目には有税のものが含まれ、税率が異なっているが、統合の結果、新税率は無税となる。

(例) 低い税率に統合する場合

〈現行〉	
<p>7317.00 鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第 83.05 項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。） 基本税率：3.9%</p>	<p>7318.22 その他の座金 基本税率：3.4%</p>
<p>7318.14 セルフタッピングスクリュー 基本税率：3.4%</p>	<p>7318.24 コッター及びコッターピン 基本税率：3.4%</p>
<p>7318.15 その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。） 基本税率：3.4%</p>	<p>7318.29 その他のもの 基本税率：3.4%</p>
<p>7318.16 ナット 基本税率：3.4%</p>	<p>8108.90 その他のもの 1 チタン・ニオブ合金のもの 基本税率：無税 2 その他のもの 基本税率：5.2%</p>
<p>7318.19 その他のねじを切った製品 基本税率：3.4%</p>	<p>9021.10 整形外科用機器及び骨折治療具 基本税率：無税</p>

<p>〈改正案〉</p>	<p>9021.10 整形外科用機器及び骨折治療具 基本税率：無税</p>

4. 改正の方向性

上記の考え方にに基づき、関税率表を改正することとしたい。